

別表（第2条関係）

補助対象事業名	補助対象経費	補助対象者	補助金額	承認を要する経費
岩倉市産地パワーアップ事業	1 農業機械等及び生産資材の導入 2 施設の整備 ・育苗施設 ・乾燥調製施設 ・穀類乾燥調製貯蔵施設 ・農産物処理加工施設 ・集出荷貯蔵施設 ・産地管理施設 ・用土等供給施設 ・被害防止施設 ・農業廃棄物処理施設 ・園芸用栽培施設 ・種子種苗生産関連施設 ・有機物処理・利用施設 ・産地・消費者交流促進施設 3 既存施設の能力向上を伴う改修 4 その他市長が認めるもの	実施要領第4の3の(1)に定める産地戦略に位置付けられた次に掲げるもの 1 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。） 2 農業者（青色申告を行っている者をいう。以下同じ。） 3 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体をいう。以下同じ。） 4 民間事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者をいう。以下同じ。）	次の1及び2に基づき算出された額の総額。 1 県費補助額（実施要領に定めるところによる補助金額）の10/10に相当する額。 2 上記金額と同額以内の額。（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）	1 事業の内容の変更 (1) 事業実施計画に係る事業の追加、中止又は廃止 (2) 事業実施主体の変更 2 補助事業費又は間接補助事業費の30%を超える増減